

次期地域福祉計画の方向性（案）



1 令和6年度第3回地域福祉専門分科会における意見の概要と対応の方向性

2 地域福祉計画の変遷

3 次期地域福祉計画の方向性（案）

1 令和6年度第3回地域福祉専門分科会における意見の概要と対応の方向性

2 地域福祉計画の変遷

3 次期地域福祉計画の方向性（案）

1 令和6年度第3回地域福祉専門分科会における意見の概要と対応の方向性①

(1) 区計画のあり方に関するご意見

- ・推進主体としての活動が難しい地区部会があるという実情については、地区部会を支援し、推進主体として活動できる体制の構築を目指すことが必要ではないか。
- ・地区によって地区部会の状況は異なるため、支援により地区部会の活動が一樣に活性化するとは言えないのではないか。
- ・地区部会も自分たちがやりたい活動を思うようにできていない実情があると感じるので、地区部会が中心となりつつも、色々な団体が地域活動に参画できる体制が構築できるとよい。そのためには、団体ごとにそれぞれの思いがあるので、お互いの思いに寄り添うことが必要ではないか。
- ・計画の構成を市計画と区計画の二重構造とした経緯を確認していただきたい。
- ・高齢者や障害者などの施策の実施を通じて、様々なデータが行政には蓄積されているので、市全体だけでなく、区や地区といった単位で課題や地域資源を把握し、地区部会など地域活動に取り組む団体を支援していくことが必要ではないか。また、逆に地区で活動されている団体に対し、市全体の状況を見える化していくことも重要ではないか。
- ・多様な団体を推進協の活動に巻き込んでいくことは難しいが、どのようにして取り組んでいく考えか。
- ・区ごとの地域特性を引き続き把握するとともに、地区部会以外の団体の取り込みに工夫いただきたい。

<ご意見への対応の方向性>

次期地域福祉計画においても、推進主体を地区部会から変更するものではなく、引き続き市社会福祉協議会と連携して支援してまいります。あくまで、地区部会だけでは活動が難しい地区については、多様な主体に参画していただくことも有用であることをお示しするものであることを丁寧に説明いたします。

また、地区部会の状況については、市社会福祉協議会と連携し、状況の把握に努めてまいります。

引き続き、多様な主体の参画を促す取組について検討するとともに、いただいたご意見を踏まえて、次期地域福祉計画の策定に取り組んでまいります。

1 令和6年度第3回地域福祉専門分科会における意見の概要と対応の方向性②

(2) 他の計画との関係性に関するご意見

- ・ 地域福祉計画と市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との関係性を整理すべきではないか。
- ・ 地域福祉計画と市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との関係性が曖昧になっていると感じる。地区部会などへの支援策を含め、議論にあたっては市社会福祉協議会への意見聴取も考えなくてはならないのではないかな。
- ・ いわゆる上位計画として、高齢者・障害者・子どもなどの個別部門計画に盛り込むべき内容を整理する必要がある。

<ご意見への対応の方向性>

地域福祉計画と地域福祉活動推進計画については、市社会福祉協議会と適宜協議のうえ、関係性を整理してまいります。
また、次期地域福祉計画の策定にあたっては、各個別部門計画を所管する課と協議・調整し、地域福祉の理念を踏まえた個別部門計画の策定につなげるよう努めてまいります。

1 令和6年度第3回地域福祉専門分科会における意見の概要と対応の方向性③

(3) 骨子、素案作成にあたってのご意見

- ・地域活動における課題を的確に捉え、施策に反映いただきたい。
- ・地域福祉の推進を担うコミュニティソーシャルワーカーについて、その役割や重要性を明記すべきではないか。
- ・区計画の推進に尽力されている方々への支援や、地域福祉を推進するプレイヤーとしての市や市社会福祉協議会の役割についても記載していただきたい。
- ・地域福祉の担い手や、地域活動に対して相談やファシリテーターとしての役割を果たす人材の育成が必要ではないか。
- ・今後、介護の分野に限らず人材不足が懸念される中において、外国人人材の活躍が不可欠になることから、外国人から選ばれるまちにするという視点や、地域で共生していくという考えが必要ではないか。
- ・地域活動に関心がある若い世代の方々も多くいるので、そのような方がもっと地域活動に参加できるようになるとよい。
- ・地域活動に取り組んでいる団体などを地域の中で育てていくという考えを盛り込んでいただきたい。
- ・地域における公益的な取組を行っている社会福祉法人を増やしていくという考えが必要ではないか。
また、社会福祉法人側も何をしてよいか手探りな状況であるので、地域における様々な活動や地域の状況などを見える化していくことが必要ではないか。
- ・働きながらで域活動に参加できる団体の育成や、ICTを活用した人材のマッチングなどができればよい。
- ・活動場所などに困っているボランティア団体は多くいるので、空き家を活用できないか。

<ご意見への対応の方向性>

いただいたご意見を踏まえ、次期地域福祉計画の骨子・素案等を作成してまいります。

1 令和6年度第3回地域福祉専門分科会における意見の概要と対応の方向性④

(4) その他のご意見

- ・重層的・包括的支援体制や市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワークなどの取組みについては、適宜、地域の状況などを勘案したうえで、機能強化など必要な対応を講じていただきたい。
- ・各区の自助・共助による取組に対する公的な支援や、地域福祉を推進するための基盤づくりに関する取組みが不十分ではないか。
- ・これまでの地域福祉計画における社会情勢や課題などを整理していただきたい。
- ・地域福祉計画や区支え合いのまち推進協議会に関する情報が届いていないと感じるので、周知方法を検討すべきではないか。

<ご意見への対応の方向性>

これまでの地域福祉計画における課題や策定経緯に加え、直近の社会情勢などを確認のうえ、次期地域福祉計画の策定に取り組んでまいります。

また、次期地域福祉計画の策定にあたっては、策定段階から市民の方々への周知に努めるとともに、より市民に届く広報の方法について検討してまいります。

1 令和6年度第3回地域福祉専門分科会における意見の概要と対応の方向性

2 地域福祉計画の変遷

3 次期地域福祉計画の方向性（案）

2－1 区計画・市計画の枠組み及び地域福祉活動計画（市社協策定）との関係

（１）区計画・市計画の枠組み

枠組みは以下のとおりであり、第１期計画から大きな変更はない。

- 区計画は、身近な地域での様々な生活課題に対して、自分のことは自分で行うこと（自助）、地域住民同士が支え合うこと（共助）を中心とした住民による参加・活動の計画である。
- 市計画は、地域福祉に関する基本的理念や意義を明らかにするとともに、各区の計画に盛り込まれた自助・共助を中心とした取り組みを支援する公的施策や地域福祉を推進するための基盤づくりとして全市的に実施すべき行政施策（公助）を中心とする計画である。

（２）地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係性

第１・２期計画においては、「実施に当たっては、十分な連携・協力を図るもの」としていたが、第３・４期計画において、地域福祉計画を推進するために地域、市社協及び市がどのように連携するのかを示すため、取り組みテーマごとに３者の関係を整理している。

第５期計画においては、「施策の方向」ごとに関連する地域福祉活動計画の「取組項目」を併記することで、関係性を示している。

2－2 各期計画における主な変更内容（計画の構成に関するもの）

（1）第1計画 ⇒ 第2期計画

- 自助・共助では実施が困難な取組項目の削除
- 担い手の明確化
- 重点項目の設定

（2）第2期計画 ⇒ 第3期計画

- 共助に関する取組みをテーマに分類し、それぞれのテーマごとに地域（共助）、市（公助）、市社協の3者における取組みを関連付けて整理
- 区計画において、重点取組項目を市社協地区部会のエリア単位で設定

（3）第3期計画 ⇒ 第4期計画

- 市計画において、重点施策を設定

（4）第4期計画 ⇒ 第5期計画

特段の変更なし

2－3 地域福祉活動の推進主体としての地区部会の位置づけ

- (1) 地域福祉活動の活性化を図るため、第1期計画期間中に区計画に位置付けられた取組みに対する補助を行う地域福祉パイロット事業（H18～19）及び地域福祉推進モデル事業（H20～21）を実施したが、継続に至らなかった事業が多く、採択された事業も大半が地区部会による取組みであった。
- (2) 第2期計画において、各区の取組項目ごとに「担い手」を記載したが、地区部会が中心となって取組内容を牽引している事例が多くあった。

また、地域における地域福祉活動の実施状況について、地区部会の報告以外に把握する方法が困難であった。

- (3) 第1・2期計画における状況を踏まえ、第3期計画からは地区部会を各地域（地区部会エリア）における取組推進の中核的組織として位置付けている。

各地域における生活課題やニーズを踏まえて重点取組項目を設定するとともに、地区部会が各地域で活動する組織・団体やその他地域の担い手と連携・調整を図りながら、地域の活動状況の把握や活動の促進を行い、区計画に基づく取組みを進めている（以降、第5期計画まで継続している）。

<参考>

- ・地域福祉パイロット事業（実施主体：市社協）

地区部会等が行う区計画の取組みなどに対し、1事業あたり10万円（上限額）を助成（延べ90事業に助成）。

- ・地域福祉推進モデル事業（実施主体：千葉市）

区計画の取組項目に関する取組みを新規で行う地域の団体に対して、公募により1団体につき15万円／年（上限額）を2年間にわたり助成し、持続的な運営を図ることを目的として実施した（採択12団体/応募者23団体）。

1 令和6年度第3回地域福祉専門分科会における意見の概要と対応の方向性

2 地域福祉計画の変遷

3 次期地域福祉計画の方向性（案）

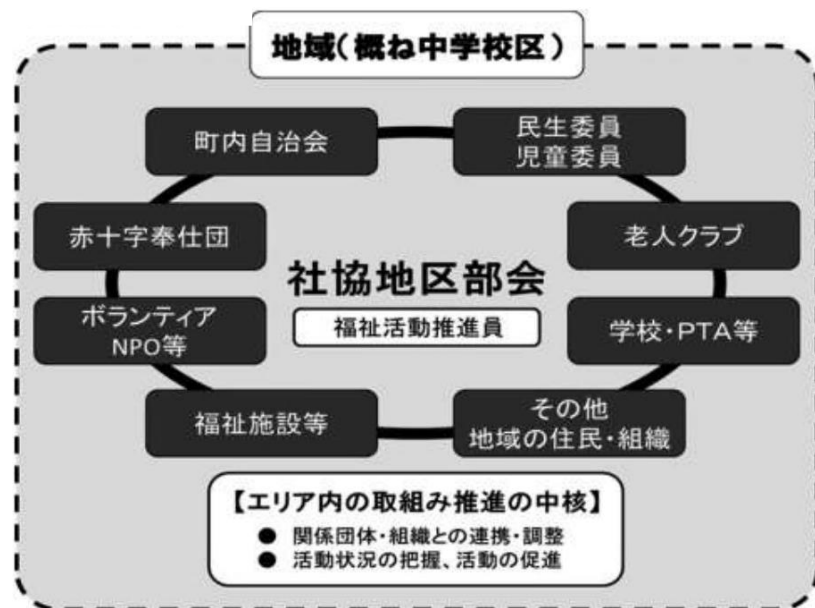
3 - 1 現行地域福祉計画における主要課題①

○ 過去の地域福祉専門分科会の委員意見等を参考に、下記 3 つを主要課題として挙げる。

(1) 地域の実践の推進主体

… 現在は推進主体＝地区部会としているが、地区部会のみでは地域活動を網羅的に推進することが困難な実情を抱えているエリアも存在している。

【考え方イメージ】 ※すべてのエリアに当てはまるものではありません



- ・ 左図のように、地区部会に様々な団体が参画している場合は、地区部会に各団体の意見や取組みが集約される。
- ・ しかし、地区部会の成り立ちや担い手不足などにより、地区部会が地域活動の取りまとめ役を担える体制にない場合もあり、地域も限界という実状があると伺っている。
- ・ 今後は、地区部会への支援に加え、地域共生社会の理念を踏まえ、従来の各団体の枠にとらわれず活動している地域活動団体（者）とどのようにして繋がっていくかが重要と考える。

3－1 現行地域福祉計画にかかる主要課題②

(1) 地域の実組みの推進主体（つづき）

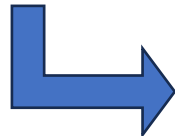
- … 地域福祉計画は、地区部会はもとより、様々な形で地域活動に携わる方々にも我が事として捉え、全員で取り組んでいただきたい（※）、ということが改めて伝わるよう工夫が必要。

（注）引き続き、地区部会を主要な推進主体と位置付けつつ、地域活動の活性化のため、地域活動に取り組む関係者全体における意識の醸成を図りたい。
また、活動形態の多様化（個人や特定のグループによる活動）やICTの普及など、近年の地域における状況の変化を踏まえ、地域活動の活性化に新たな可能性を見出したい、という考えに基づく。

(2) 市／区／社協 各計画（掲載内容）の関連性

- … 下記意見を踏まえつつ、各計画の掲載内容や関連性を整理する必要がある。

- ・ 市計画は各分野別計画における上位計画として、内容を見直すべき
- ・ 「地域の実組み」を下支えする「市の取組み」について、掲載内容を精査すべき
- ・ 地域の自主的な取組を区計画として位置付けることの是非
- ・ 社協が策定している地域福祉活動計画との関連性が分かりづらい



地域福祉活動をさらに発展、推進するため、重点的・優先的に取り組む項目を具体的に示す計画。（現行計画：令和4～8年度）

3－1 現行地域福祉計画にかかる主要課題③

(3) 評価のあり方

… 下記意見を踏まえつつ、評価のあり方を再検討する必要がある。

- ・ 市の取組み : 事業ごとに目標を設定しているが、目標や評価の妥当性や計画全体としての推進状況が分かりづらいなど
- ・ 地域の取組み : 評価基準が不明瞭であるとともに、評価方法などが統一されていない。また、地域の取組みは自主的・自発的な活動であって、評価対象として馴染まないのではないか。

3-2 次期計画の考え方 一大枠①

(1) 計画の構成 … 市計画／区計画の分けをなくし、一体的に策定する

- ・各分野別計画の上位計画として、内容を精査する。
 - ➡ 他の個別部門計画に掲載されている取組みを掲載しないなど、計画のスリム化を図る。
- ・多くの地域で実施される取組みについて、「地域の取組み」(※)として概要を掲載。
 - ※ 現行の区計画における基本方針や方向性の内容を抽出し、1本の計画内にまとめるイメージ
例) 見守り・支え合い活動、居場所づくり、担い手確保、防犯・防災、福祉教育 etc.
- ・「地域の取組み」を支える行政や市社協の施策を掲載し、関連性を可能な限り可視化する。
- ・市全体の基盤整備に関する取組みは引き続き掲載する。
- ・本市における重層的・包括的支援体制の構築に係る考え方や取組みを掲載。

【参考】社会福祉法ほかの改正経緯

平成12年	社会福祉法に地域福祉計画の策定に係る規定が追加（策定は任意）
平成28年	「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、 <u>地域共生社会の実現</u> が盛り込まれる
平成30年	社会福祉法が一部改正され、 ・ <u>地域福祉計画の策定が努力義務</u>とされるとともに、<u>「上位計画」に位置付けられる</u> ・ 包括的な支援体制の整備に係る内容を計画に盛り込む旨が規定される
令和2年	社会福祉法が一部改正され、包括的な支援体制の整備に係る一つの手法として、 <u>重層的支援体制整備事業</u> が創設される

3 - 2 次期計画の考え方 ー大枠ー②

(2) 各区支え合いのまち推進協議会（以下、「推進協」とする。）の役割

- ・推進協＝地域づくりについて話し合う場（プラットフォーム）であることを再周知する。
- ・次期計画に掲載予定の【地域の取組み】を参考にそれぞれの地域の課題について話し合うとともに、地域課題の解決に資する取組み実例の紹介・共有や地域活動の実施にあたっての困りごとなどについて、推進協の委員同士で意見交換をしていただく。

➡ 成果物として、現行の区リーフレットや推進協だよりのような媒体に、エリアごとの地域の課題やそれに基づく取組み実例をまとめていただくことを想定（※）。

※ 成果物の作成にあたっては、推進協の委員が携わっている取組みを中心に、可能な範囲で地域の様々な活動者（団体）の活動なども取り入れながら、それぞれの活動を地域の方々に振り返ることで、推進協の活発化やひいては地域活動の活性化が図られることを期待。

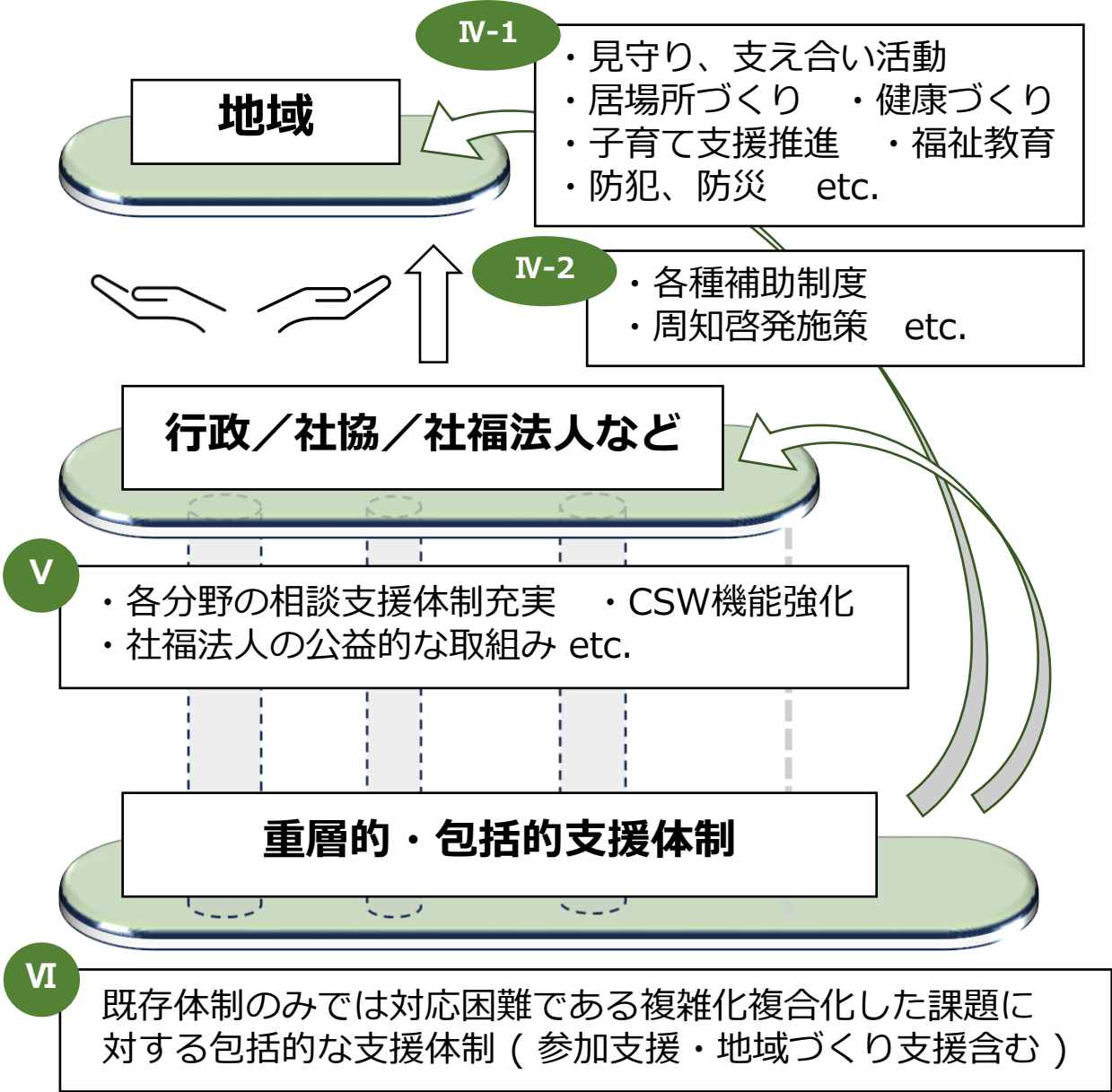
- ・現在の推進協の役割を否定するものではないため、現在の進め方を継続することも問題ない。（現在の推進協の進め方に課題を抱える区において、適宜、参酌していただくイメージ。）

(3) 評価のあり方

- ・次期計画の取組みは、市民アンケートの結果や推進協での議論などを踏まえ、評価する。

3 – 3 次期計画全体構成 ー素案ー

第 6 期地域福祉計画（次期計画）		
I	策定にあたって	・ 策定趣旨 ・ 計画位置づけ ・ 計画期間
II	地域福祉を取り巻く状況	・ 各種統計データ ・ 国や県の動向 ・ 今後の課題
III	計画の体系	・ 計画の構成(第5期からの変更点) ・ 圏域の考え方・基本理念
IV	<取組項目 1 - 1> 地域で取り組むこと(概要)	・ 現区計画の掲載取組みの共通項 例) 居場所づくり、防災 etc.
	<取組項目 1 - 2> IV-1に対する 行政や社協の支援策	・ 地域の実践への補助制度や 周知啓発施策を掲載
V	<取組項目 2> 市全体の基盤整備	・ 分野ごとの相談支援体制や CSW機能強化、社福法人の 公益的な取組み (文章説明のみ)
VI	<取組項目 3> 重層的・包括的支援体制	・ 分野横断的に取り組むべき課題に 対する地域の実践や多機関に よる重層的・包括的支援体制
VII	計画の推進	・ 推進体制 ・ 評価
VIII	成年後見制度利用促進計画	※地域包括ケア推進課所管
	巻末／資料編	



3 - 4 次期計画全体構成 - 現行計画との比較 -

第5期地域福祉計画（現行計画）				第6期地域福祉計画（次期計画）		
I	策定にあたって	・策定趣旨 ・計画位置づけ ・計画期間	→	I	策定にあたって	・策定趣旨 ・計画位置づけ ・計画期間
II	地域福祉を取り巻く状況	・各種統計データ ・国動向 ・今後の課題	→	II	地域福祉を取り巻く状況	・各種統計データ ・国や県の動向 ・今後の課題
III	計画について	・計画の構成 ・圏域の考え方 ・基本理念	→	III	計画の体系	・計画の構成(第5期からの変更点) ・圏域の考え方・基本理念
IV	地域の取組み	・各区計画を入れ込む形	→	IV	<取組項目 1 - 1> 地域で取り組むこと(概要)	・現区計画の掲載取組みの共通項例) 居場所づくり、防災 etc.
V	市の取組み	・基本目標～具体的な取組み	→		<取組項目 1 - 2> IV-1に対する行政や社協の支援策	・地域の取組みへの補助制度や周知啓発施策を掲載
VI	成年後見制度利用促進基本計画	※地域包括ケア推進課所管計画 ・策定趣旨 ・現状、課題 ・基本方針～各種施策	→	V	<取組項目 2> 市全体の基盤整備	・分野ごとの相談支援体制やCSW機能強化、社福法人の公益的な取組み (文章説明のみ)
VII	取組事例	・地域の取組み取材コラム (→ 次期計画では必要に応じて)	→	VI	<取組項目 3> 重層的・包括的支援体制	・分野横断的に取り組むべき課題に対する地域の取組みや多機関による重層的・包括的支援体制
VIII	計画の推進に向けて	・推進体制 ・評価	→	VII	計画の推進	・推進体制 ・評価
	資料編／巻末	・市の様々な補助制度	→	VIII	成年後見制度利用促進計画	※地域包括ケア推進課所管
			→		資料編／巻末	

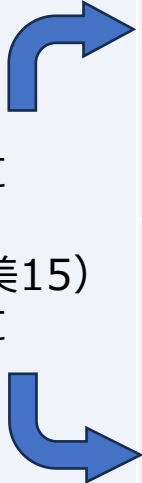
※ 各地域の具体的な課題や取組み事例は推進協で扱い、区計画としてではなく、地域の取組み事例集としての策定を検討

新

3 - 5 全体詳細①

	第5期地域福祉計画（現行市計画）	第6期地域福祉計画（次期計画）
位置づけ	- 基本目標や市としての方向性や取組みを示し、地域の取組み（区計画）を支援、下支えする計画 - 分野別計画の上位計画	基本的には現行を踏襲＋精査
掲載する取組み	住民活動の基盤整備に関する取組みや、地域の取組みを進めるために必要な市による支援策、分野横断的な制度の狭間を埋める取組み など → 施策の方向性に基づき、市各所管課の事業を幅広く掲載（寄せ集めのようなつくり）	- 地域共生社会や地域福祉の理念を中心に掲載し、施策は他の計画に掲載されないものや主要なものを掲載 → 上位計画として、掲載する取組みを精査 - 重層的・包括的支援体制について掲載
評価	- 可能な限りアウトカム指標を採用 - 評価の手法を事業・取組みごとに、定性評価と定量評価に分け、各所管課において自己評価	市民アンケート結果などの指標等で評価 例）地域活動に取り組んでみたいと思う割合 ＋主要施策を若干数取り上げ、実績報告 etc.
計画期間	令和3～8年度（5年間）	令和9～14年度（6年間） ※ 個別計画（高齢者保健福祉推進計画等）の計画期間と揃える
地域福祉活動計画との関係	- 地域福祉計画と互いに補完・連携し、一体的な推進を図る - 施策の方向性ごとに社協施策を参考掲載している	策定主体である市社会福祉協議会と協議のうえで検討

3 – 5 全体詳細②

	第5期地域福祉計画（現行区計画）	第6期地域福祉計画（次期計画）
掲載する取組み	- 基本目標、基本方針、施策の方向性に基づき具体的な取組みを掲載（中19、花15、稲12、若13、緑20、美15） - 具体的な取組みの中からエリアごとに重点取組項目を設定 	【次期計画（社福審で策定）】 多くの地域で実施される「地域の取組み」の概要を掲載する （現行区計画中、基本方針や方向性の内容を想定） 【地域の取組み事例（各区推進協で策定）】 次期計画に掲載する「地域の取組み」を参考に、各区における実際の取組内容をリーフレット等の形にまとめる … 現行区計画における重点取組項目のイメージ 可能な範囲で様々な活動団体（者）の取組みを掲載し、地域の皆様自身で活動内容を振り返るつくりとしたい（回数だけでなく感想なども含めて）
評価	地域の実状に応じて設定し、自己評価	地域の取組みについては、計画に基づく実施状況の評価は行わない。 ※推進協ごとに、必要に応じて活動内容の振り返りを行う。
「地域」とは	概ね中学校区単位（地区部会エリア）	概ね中学校区単位（例：地区部会エリア） ※活動を取りまとめるうえでの緩やかな線引きと捉える ※各団体の活動エリアに縛られない活動も存在することに留意
社福審との関係	市から区計画の進捗状況を報告、確認	各区の特徴的な取組みや課題等を報告

3－6 次期計画の策定に向けた主な検討事項

- ・ 各個別部門計画との関係について
 - ➡ 各個別部門計画に共通して盛り込むべき地域福祉の理念等について検討する必要がある。
- ・ 次期計画に掲載する市の取組みの精査
 - ➡ 現計画においては、市の取組みとして具体的な事業を多く掲載しており、中には他の個別部門計画に掲載している取組みも含まれている。理念計画としての要素を出すため、次期計画に掲載する市の取組みを精査する必要がある。
- ・ 計画の評価方法について
 - ➡ 次期計画に掲載する市の取組みを精査することに伴い、現計画のように評価対象となる取組数が減少することになる。そのため、各取組みに目標等を設定するか否かに加え、計画全体としての評価方法を検討する必要がある（市民アンケート以外の指標の検討など。）。

3－7 今後のスケジュール（予定）

年度	時期	内容
令和7年度	8月21日（木）	第1回地域福祉専門分科会 ・策定の方向性決定
	11月ごろ	第2回地域福祉専門分科会 ・骨子案の協議
	3月	第3回地域福祉専門分科会 ・骨子案の決定
令和8年度	7～8月ごろ	第1回地域福祉専門分科会 ・計画（素案）協議
	11～12月ごろ	第2回地域福祉専門分科会 ・計画（原案）協議
	1～2月ごろ	パブリックコメント手続
	3月	第3回地域福祉専門分科会 ・計画（案）協議 第6期千葉市地域福祉計画策定